

## 【 労働関係 】

### 労働審判

---

着手金	.....	27万5000円～
報酬金	.....	規定どおり(4頁参照)

### 労働仮処分

---

着手金	.....	27万5000円～
報酬金	.....	規定どおり(4頁参照)

### 訴訟

---

着手金	.....	38万5000円～
ただし、労働審判又は労働仮処分から移行した 場合	.....	16万5000円～
報酬金	.....	規定どおり(4頁参照)

## ◇労災申請◇

### 1 身体の怪我・死亡事故

#### ①事案簡明

- ・着手金 0 ～ 5万5000円
- ・報酬金 5万5000円又は経済的利益（※）の3.3%のいずれが多い方。

※経済的利益には、療養（補償）給付を含まない。年金給付の経済的利益は、「過去（既払確定）分+将来7年分」

#### ②上記以外

- ・事案に応じて協議する。

### 2 身体の怪我・死亡事故以外の労働災害（精神疾患、過労など）

- ・着手金 33 ～ 55万円
- ・報酬金 経済的利益の22%

（年金給付の経済的利益は、「過去（既払確定）分+将来7年分」）

## ◇審査請求・再審査請求◇

- ・着手金 22万円～  
審査請求棄却後の再審査請求の場合：11万円～
- ・報酬金 経済的利益の22%

## ◇取消訴訟◇

- ・着手金 55万円～
- ・報酬金 経済的利益の22%

## ◇会社に対する損害賠償請求◇

- ・一般民事事件に準じる。